

事業者の皆様へのお知らせ

関東森林管理局における 発注者綱紀保持対策について

関東森林管理局では、令和2年度に2件の不祥事が相次いで発生したことを受け、このような事態を二度と起こさないために、「関東森林管理局発注者綱紀保持マニュアル」に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を改めて徹底することといたしました。

事業者の皆様におかれましては、関東森林管理局における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 事業者の皆様との 応接方法について

- ① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。ご用の方は、まず受付にお申し出願います。
- ② 複数の職員により対応します。

2 不当な働き掛けの 記録・公表について

対面、郵送、電話等の手段に関わらず、次のような不当な働き掛けを受けた場合は、これを拒否し、その内容を記録し、関東森林管理局発注者綱紀保持委員会に報告します。

さらに、発注者綱紀保持委員会が調査分析の上、不当な働き掛けと認めた場合には、働き掛けの日時、不当な働き掛けを行った者の氏名等及び働き掛けの内容を公表します。

- ① 有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において
指名又は指名しないことの依頼
- ③ 受注すること又は受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

3 規定違反の通報窓口について

職員や事業者の皆様が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の通報制度を設けています。

関東森林管理局内に設置している受付・相談窓口は、関東森林管理局総務課です。また、農林水産省の外部受付・相談窓口も設けています。

4 利害関係者との接触ルールの 厳格な遵守について

利害関係者と自らの費用負担により飲食する場合において、その負担する金額に関わらず、あらかじめ場所や参加者、会費等の会の概要を所属の長に申し出る自主的ルールを課しています。

当然のことながら、物品の贈与等は固くお断りします。国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から、以下の行為を受けることが禁止されています。

- ・ 金銭や物品の贈与
× 祝儀や香典という名目でも違反
- ・ 酒食等のもてなし（接待）
 - 公務員が職務として出席した会議で弁当など簡素な飲食物を出す場合は可
 - 割り勘で飲食を共にする場合は可
- ・ 車での送迎など、無償でのサービス提供
 - 職務で来た職員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で社用車等により送迎する場合は可
- ・ 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行すること
× 職員が自身の費用を負担した場合も違反
- ・ 金銭の貸付け
- ・ 無償での物品や不動産の貸付け など

関東森林管理局 総務課
☎ 027-210-1155

なお「関東森林管理局綱紀保持マニュアル」及び「関東森林管理局発注者綱紀保持委員会」については、当局のホームページの「公売・入札情報」に掲載しております。

組織及び職員の法令違反や不正行為等に気付いたら 「内部通報等受付・相談窓口」に通報、相談してください！



内部通報制度とは？

- ❑ 内部通報制度は、組織及び職員の法令違反や不正行為などに関する情報を、通報者（職員、事業者等）から早期に入手することにより、通報者の保護を徹底しつつ、未然・早期に問題解決を図る制度です。
- ❑ 通報者（職員、事業者等）の声に真摯に耳を傾け、疑義情報に適切に対応することで、職員のコンプライアンス意識の向上と組織内部の自浄作用を発揮させ、不祥事の発生を未然に防止し、公務に対する国民の信頼の確保につながります。

通報者の範囲

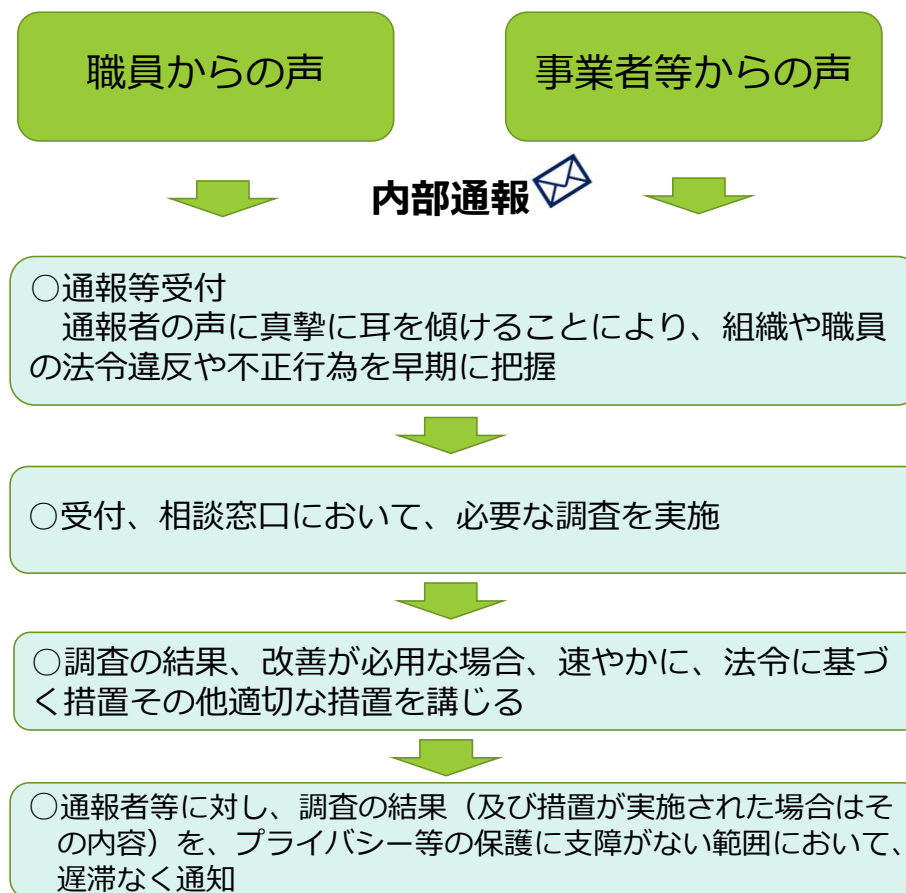
- ① 職員（非常勤職員を含む。）
- ② 農林水産省の契約先の事業者、理事、役員等、労働者
- ③ 上記①、②の退職者
- ④ 農林水産省の法令遵守を確保する上で必要と認められる者

通報者の責務

- ① 通報等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的で行ってはなりません。
- ② 通報等は、客観的事実に基づき、誠実に行わなければなりません。

通報等を行う職員、事業者等の皆様へ

- ① 通報者等の秘密は保持されます。
- ② 匿名の通報等についても受付をし、可能な限り適切に対応します。
- ③ 当該通報等をしたことをもって、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ④ 通報等の内容の正確な把握のため、個別担当員から再度連絡させていただく場合があります。
- ⑤ 調査の結果、改善が必要とされる事実があると認められる場合は、適切な措置を講じます。



「内部通報等受付・相談窓口」、内部通報に必要な情報



通報に必要な情報

通報に適切に対処するため、できる限り以下の情報を提供してください。

- (1) 通報者の氏名
 - (2) 通報者の連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等のいずれかの連絡先）
 - (3) 法令違反（生じるおそれがある場合を含む）の概要
 - ① 発生又は発見した年月日
 - ② 発生又は発見した場所（森林管理署の名称など）
 - ③ どのような法令違反（又は行為）か
 - ④ 通報内容に関する書類、写真、音声など
 - (4) 通報内容を知っている者が他にいないか
 - (5) 通報等の理由
 - (6) その他、気がついたこと
- ※ 匿名でも受け付けし、調査します。

省内目安箱（通報窓口） 郵便、電子メールによる受付

農林水産 事務次官	〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1 （封筒に赤字で「省内目安箱」と記載してください。） Mail : syounai_meyasubako@maff.go.jp
--------------	---

内部受付・相談窓口（事前相談・通報窓口）

電話、FAX、郵便、電子メール、面会による受付

林野庁林政課 ・人事管理班	〒100-8952東京都千代田区霞が関1-2-1 Mail : rinya_naibutuuhoubox@maff.go.jp 電話 : 03-3502-8024
・監査室長	Mail : houkoku_madoguchi@maff.go.jp 電話 : 03-6744-2318

関東森林管理局 総務課	住所 群馬県前橋市岩神町4-16-25 Mail: ks_naibutsuho_kanto@maff.go.jp 電話 : 027-210-1155
----------------	--

外部受付・相談窓口（通報窓口） 郵便、電子メールによる受付

〒100-0006東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館9階
渡邊綜合法律事務所 農林水産省内部通報外部相談窓口
外部窓口個別担当員 弁護士 渡邊 敦子
Mail : nousuishou_gaibumadoguchi@aw-law.net

どのような法令違反が考えられるか

- ・事業者から金品や物品の受領、接待を受けている。車での送迎など無償でのサービス提供を受けている。
- ・勤務時間中に職務外の行為をしている。
- ・特定の事業者からの入札に関する電話等での問合せに対し、個別に回答している。又は、予定価格を示唆するような言動をしている。未公表の発注予定を示唆している。
- ・不適切な監督及び検査を行うなど、特定の事業者等に利益又は不利益をもたらしている
- ・工事が完成していない、委託調査の成果品が提出されていない、未竣工なのに完成届けを受理し、検査調書等を作成して支払いを行っている
- ・行政文書の不適切な改ざん、破棄を行っている

- 倫理法令違反。賄賂と認定された場合は収賄罪（刑法197-1ほか）。
- 国家公務員法（服務義務（勤務態度不良等））違反
- 国家公務員法（服務義務（情報漏洩））違反。公契約関係競売等妨害（刑法96の6）、入札談合等関与行為防止法違反、賄賂を収受した場合は収賄罪（刑法197-1ほか）

- 国家公務員法（服務義務（公文書の不適正な取扱い））違反、虚偽公文書作成、同行使（刑法156、158）、賄賂を収受した場合は収賄罪（刑法197-1ほか）

- 国家公務員法（服務義務（公文書の不適正な取扱い））違反 虚偽公文書作成（刑法156）